

西東京市における
地域生活支援拠点等整備方針について
(案)

令和4年2月

西東京市健康福祉部障害福祉課

西東京市における地域生活支援拠点等整備方針（案）について

1 整備に至る経緯

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」）は、平成 24 年度に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議のなかに、障害児・者の地域における居住支援の検討に関する事項が明記されたことを踏まえ、国において本格的に議論をされることとなった。上記の附帯決議を受け、国が設置した「障害者の地域生活の推進に関する検討会」において、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」がとりまとめられ、地域における居住支援に求められる機能として以下 5 つの機能が示された。

- ① 相談機能
- ② 緊急時の受入・対応の機能
- ③ 体験の機会・場の提供の機能
- ④ 専門的人材の確保・養成の機能
- ⑤ 地域の体制づくり

これらを踏まえ、第 5 期障害福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）では、「地域生活支援拠点等について、令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備することを基本とする」と示され、平成 28 年度第 5 期西東京市地域自立支援協議会第 3 回会議（平成 29 年 2 月 16 日開催）にて、西東京市では「面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担うもの）」による整備方針を決定した。

泉小学校跡地に整備予定であった（令和 3 年 5 月設立）障害者福祉施設においては、このことを踏まえ、選定した事業者（睦月会）から、拠点整備には具現的に社会資源をつなぐ有機的なネットワークが必要との提案があることから、一定の機能を持たせることを含め、関係機関との機能分担、連携の方策等について検討を進めていくことを目標とし、地域自立支援協議会において、令和 2 年 4 月、地域生活支援拠点等整備作業部会を設置し、地域生活支援拠点等の整備にあたり必要な事項の検討を進めた。

2 基本的な考え方

本市における拠点等は、これまでの国の議論の経過を踏まえつつ、また国の地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（以下「モデル事業」）における他自治体の整備事例も参考にしながら、本市の実情を考慮したものとする。

拠点等の整備手法は、「多機能拠点整備型」及び「面的整備型」に大別され、併用も含め 3 つの手法が国から提示されているところである。

平成 27 年 4 月 30 日に国より発出された「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項

について」に記載された趣旨の中で「地域には、障害者等を支える様々な資源が存在し、これまで地域障害福祉計画に位置づけられ整備が進んでいるところであるが、資源が存在しても、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない。」という指摘があることが述べられている。

本市においても、サービスの提供体制の整備が進められ、一定程度の有機的な連携が図られる中で、障害のある方の地域生活を支えるための支援が行われてきてはいるものの、障害のある方やその介助者の高齢化、家族や地域、社会構造の変革等により、地域が抱える問題は多様化・複雑化・複合化してきており、サービスの提供基盤のさらなる充実とともに障害のある方を支える新たな仕組みの構築が求められている。

また、現在の本市の体制整備の状況や各支援現場においては、緊急対応が必要となる以前の未然防止の対応、緊急事態が発生した場合の初動対応や受入先の確保に課題がある。また、第6期西東京市障害福祉計画策定にあたり実施した調査では、親亡き後を見据えた事前の施設利用を促す取り組みや一人での生活に慣れるための体験の場の確保に関する意見もあげられている。

そこで、本市の地域生活支援拠点の整備については、基幹相談支援センターを中心とした面的整備を手法とし、泉小学校跡地に整備した障害者福祉施設における「緊急時の受入・対応」及び「体験の機会・場の提供」を中心に据え、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センター、地域活動支援センターを中心に、計画相談支援事業所等の連携体制の強化により、市域全域の相談体制強化を図りながら、障害のある方やその家族がより安心して地域で暮らしていくことができるよう、既存の枠組みや考え方にとらわれることなく、多数の事業所がそれぞれの強みを十分に発揮でき、点と点が結ばれて線となり、さらに面となるような、より強固なネットワークの確立をはかり、地域全体で障害のある方やその家族を支えていく体制の構築を目指していくものとする。なお、整備にあたっては既存の資源を最大限活用しつつ、地域生活支援拠点等として求められるそれぞれの機能を整備していくこととする。

3 整備目的

今後の障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、障害児者やその家族が安心して生活できるように、居住支援のための5つの機能を、本市の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものである。

4 運用体制

ライフステージにおける切れ目ない支援を行い、市民ニーズに応えられるよう、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、計画相談支援事業所等が協働して、情報共有や事例

検討等を行うことができる体制づくりを目指す。

多数の機関が重層的に関わることによって、一つの事業所だけで抱え込まないような体制づくり、円滑な対応ができるような体制を整備する。

なお詳細は、「西東京市地域生活支援拠点等体制イメージ図」（16 頁参照）のとおりとする。

5 西東京市における拠点等の機能と整備内容

国から示された5つの機能について、本市の現状や、体制整備の状況、各支援現場における課題等を勘案し、本市における拠点等の役割や機能の在り方について地域生活支援拠点等整備作業部会にて検討を行った。今後の方針について次のとおり整理をする。

① 相談機能

＝地域生活支援拠点等整備事業の登録について＝

市内の障害福祉関係事業所において西東京市地域生活支援拠点等整備事業の登録を行うことにより、地域全体で「できるだけ緊急事態が起こらないように事前に対応すること」「緊急時の相談と対応が円滑にできること」等の体制の整備が期待される。また、登録を行うことで、障害がある方やご家族の「どこに相談をしたら良いのか」「どうしたら利用できるのか」という疑問に応えるだけでなく、関係事業所同士の連携もスムーズになることが期待できる。

●地域生活支援拠点等整備事業におけるコーディネーターの役割

8050 問題等で生じる緊急事案に突発的に対応をするのではなく、将来を見据えて予防的に緊急事態に備えた対応を行う。

障害のある方の状態や、周りの状況などを鑑みて「もしも」に備えたサービス利用の総合調整を行ったり、「もしも」のことが生じた場合には、受入施設の調整に関する橋渡しが必要な際は付き添い等の支援を関係事業所等と協力連携しながら実施する。

緊急事態を脱した後は、必要なサービスの利用調整等を行い、安心して地域で生活できるよう支援する。

●西東京市の地域生活支援拠点等整備事業のコーディネーターの配置について

- ・登録した計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所においては、少なくとも1事業所に1名以上のコーディネーターを配置するものとする。
- ・計画作成を行った職員のコーディネーターとの兼務は事業所の判断による。
- ・地域生活支援拠点等整備事業の登録に関する申請書については、事業所単位での提出が必要となる。
- ・コーディネーターが地域生活支援拠点等整備事業における緊急時に不在で対応が必要な

場合には、コーディネーター以外の事業所職員による対応も可とする。

●**地域生活支援拠点等整備事業利用前提**

本事業を利用する場合、計画相談支援事業所との契約が必要となる。

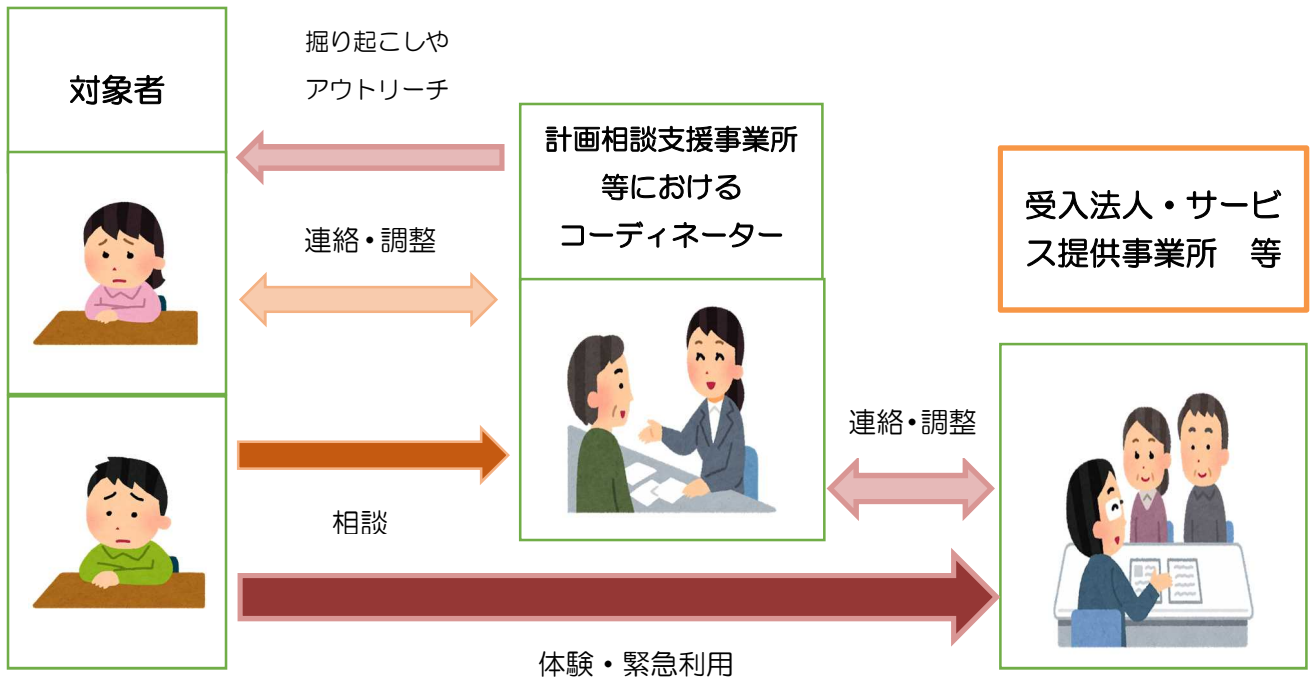
●**基幹相談支援センターと計画相談支援事業所との連携等について**

基幹相談支援センターが関わっているケースで、計画相談支援事業所が地域生活支援拠点等整備事業の登録を受けていない状況等で本事業を利用する場合は、計画相談支援事業所と十分な情報連携を図り、基幹相談支援センターも支援を行うことが想定される。

●**地域生活支援拠点等整備事業における計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所のコーディネーターの業務想定**

No.	支援内容	具体例
①	事前の利用登録申請の手続き支援【相談機能】	事業の説明、登録、利用契約までの橋渡し、登録申請書等の記載支援 アウトリーチ 等
②	短期入所の利用計画作成【緊急時の受入・対応/体験の場の確保】	緊急時の受入・体験の場の確保をするにあたり短期入所の利用計画書の作成を行う 等
③	調整会議への参加【地域の体制づくり】	対象者の情報共有や支援内容の検討・評価、潜在する方の掘り起こしや登録への具体的アプローチの検討等
④	連絡調整（橋渡し）	関係する事業所と連絡調整を行う等

【計画相談支援事業所・基幹相談支援センター・地域活動支援センター等におけるコーディネーターの役割イメージ】



●地域生活支援拠点等整備事業における基幹相談支援センター・地域活動支援センター等の業務想定

No.	支援内容	具体例
①	事前の利用登録申請の手続き支援	事業の説明、登録、利用契約までの橋渡し、登録申請書等の記載支援 対象者の掘り起こしやアウトリーチ 等
②	連絡調整（橋渡し）	関係する事業所との連絡調整を行う 等
③	基幹相談支援センターによる計画相談支援事業所等への支援	地域生活支援拠点事業において、計画相談支援事業所等が地域生活支援拠点の登録を行っていない場合や、計画相談支援事業所等のみで対応が難しい場合は、計画相談支援事業所等と十分に情報連携を行ったうえで、基幹相談支援センターの職員が調整会議への出席や調整会議での情報提供、計画相談支援事業所等へのフィードバックを適宜行っていく。

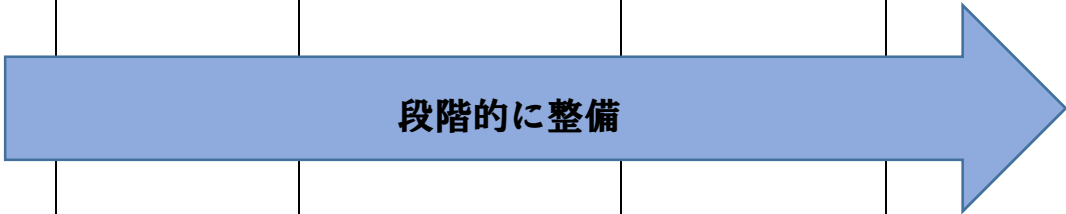
※③については基幹相談支援センターのみの機能となる。

●地域生活支援拠点事業等整備における居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所等における業務想定

各事業所に地域生活支援拠点事業の連絡担当者を配置する。

No.	支援内容	具体例
①	支援計画に基づかないサービスを緊急的に提供する場合 【緊急時の受入・対応】	利用者や家族等からの要請により支援計画を変更して支援計画に基づかないサービスを提供する 等
②	連絡調整（橋渡し）	関係する事業所との連絡調整を行う等

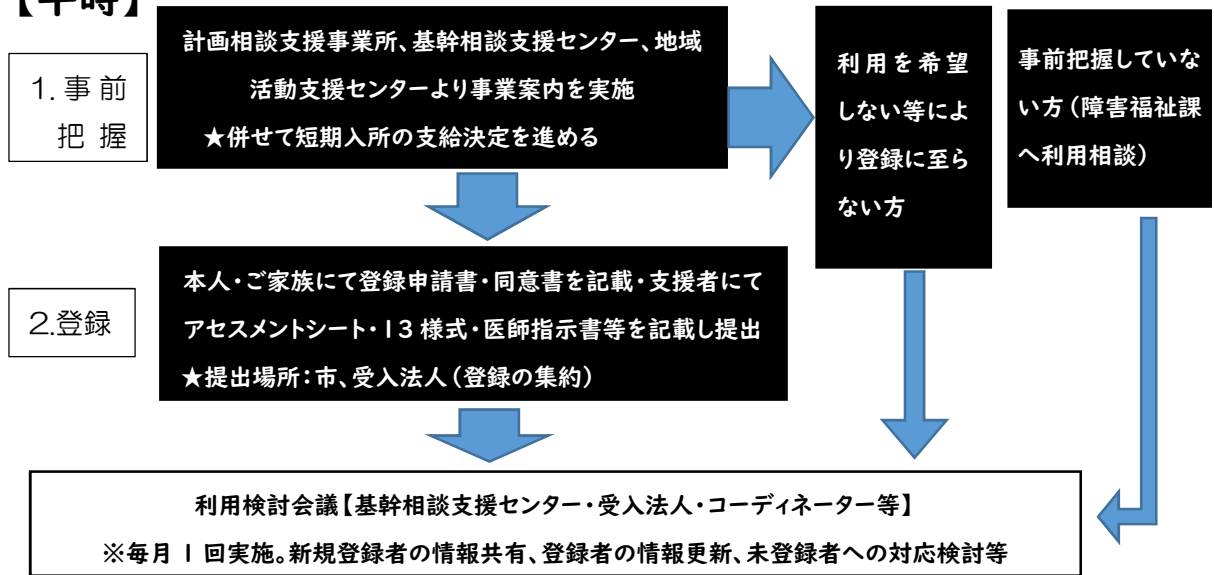
○西東京市における地域生活支援拠点登録の計画

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以後
配置機関	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 睦月会 Life Design むつき ●西東京市基幹相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター えぼっく ●地域活動支援センター ハーモニー ●地域活動支援センター ブルーム ●西東京市保谷障害者福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定特定相談支援事業所 ●指定障害児相談支援事業所 ●指定地域移行支援事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅関係事業所 ●日中活動系サービス事業所
 <p>段階的に整備</p>				

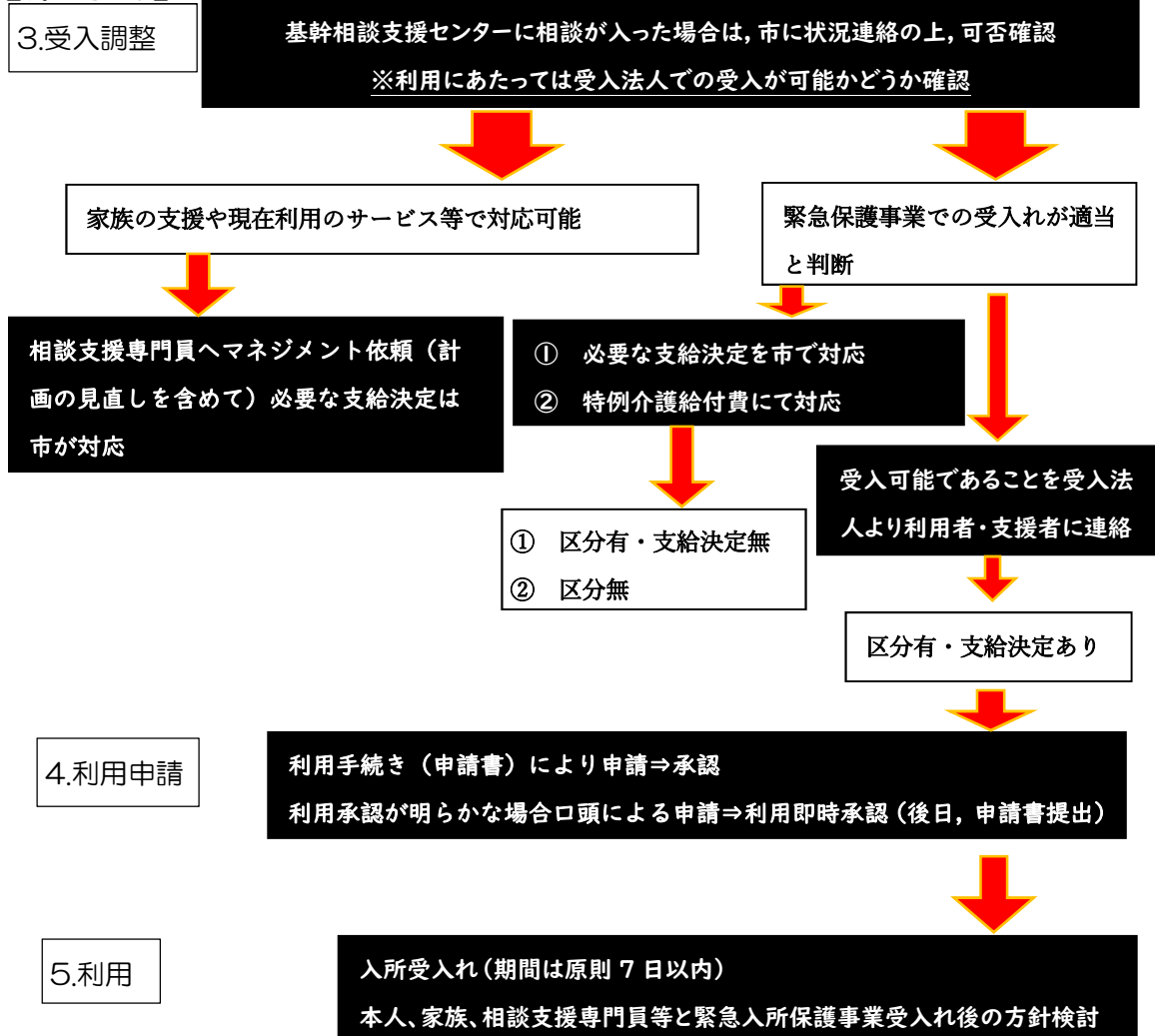
② 緊急時の受け入れ・対応の機能

=地域生活支援拠点 緊急保護事業の流れについて=

【平時】



【緊急時】



③ 体験の機会・場の提供の機能

= 自立生活体験事業（短期入所）の案内 =

現在は家族と一緒に暮らしているものの、将来、地域で一人暮らしやグループホームに入居して生活してみたいと考えている方が、将来の自立生活に備えて自立生活の体験をすることができる。本市では、自立生活体験事業として、障害福祉サービスの「短期入所」を利用して行う場の提供を行う。

●対象者

将来、一人暮らしやグループホームでの自立を考えて、家族と離れた生活の体験が必要な方。

●場所

社会福祉法人睦月会 Life Design むつき内の短期入所

●期間

多くの方に利用してもらうため、おおむね年間 30 日、一回の利用は原則一週間とする。
※長期的な利用ではなく、短期的に目標を定めて自立生活の体験を行う。

●サービスの内容

日中活動以外の時間に、自立生活するために必要な家事（調理、洗濯、掃除等）、金銭管理、服薬管理等の訓練ができる。

●利用方法

事前に利用登録をしたうえで、市から障害福祉サービスとして短期入所の支給決定を受ける必要がある。

●その他

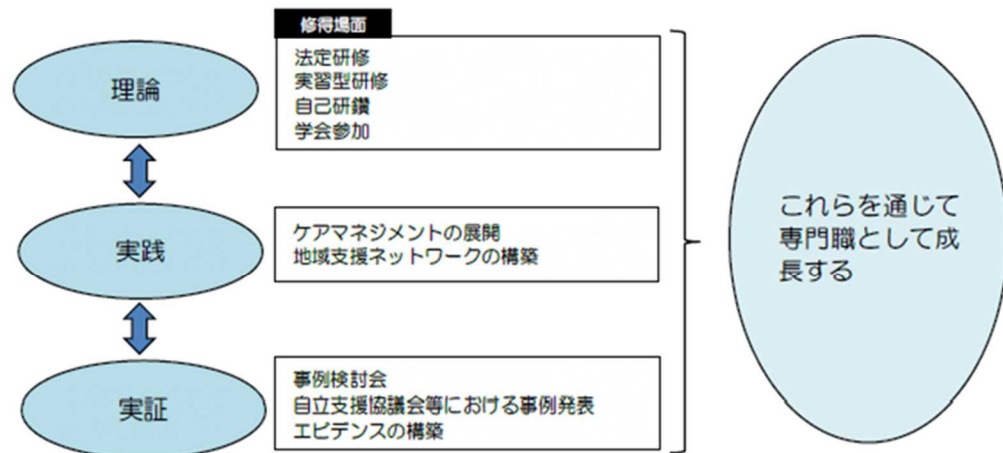
事業利用にあたっては受入事業所と計画相談支援事業所等が連携をしながらすすめていく。社会福祉法人睦月会内の短期入所の利用となるため、契約等必要な手続き等を行う必要がある。ただし、緊急入所事業利用が優先される場合や状態により対象とならない場合がある。

④ 専門的人材の確保・養成の機能
=西東京市における専門的人材育成ビジョン=

(1) 相談支援従事者の育成に向けた取組

人材育成の3つのレベル

相談支援従事者の基盤となる「価値・倫理」、「知識」、「技術」の力の獲得、向上には、①理論、②実践、③実証の各々のレベルで働きかけることが必要となります。

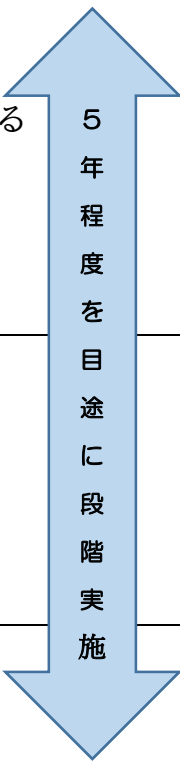


※野中猛、野中ケアマネジメント研究会著（2014）「多職種連携の技術—地域生活支援のための理論と実践」中央法規,p.182より引用

(2) 西東京市における障害福祉人材育成の取組イメージ

目的：人材を育成し地域全体での相談支援体制の底上げをはかること。

方法：令和4年度から順次開始する。

<p>ステップ1</p> <p>お互いを知る・資源を知る</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ワーキンググループや相談支援部会における事例検討会・研修会 2 基幹相談支援センター・地域活動支援センターの定例カンファレンス 3 事業所同士の交流の場の設置 4 障害者理解に関する研修会 5 他の事業所が実施している研修会への参加
<p>ステップ2</p> <p>力を蓄える</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 強度行動障害研修 2 喀痰吸引研修 3 基幹相談支援センター職員向けスーパーバイザー養成講座 4 東京都や他自治体等の研修への積極的な参加 5 緊急時の対応(8050に関する)に関する実践研修 6 職層・階層ごとにおける研修
<p>ステップ3</p> <p>力を活かす</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹相談支援センター職員による同行訪問・定期訪問等 2 職場内外における相談支援体制の活性化 3 円滑な緊急時対応

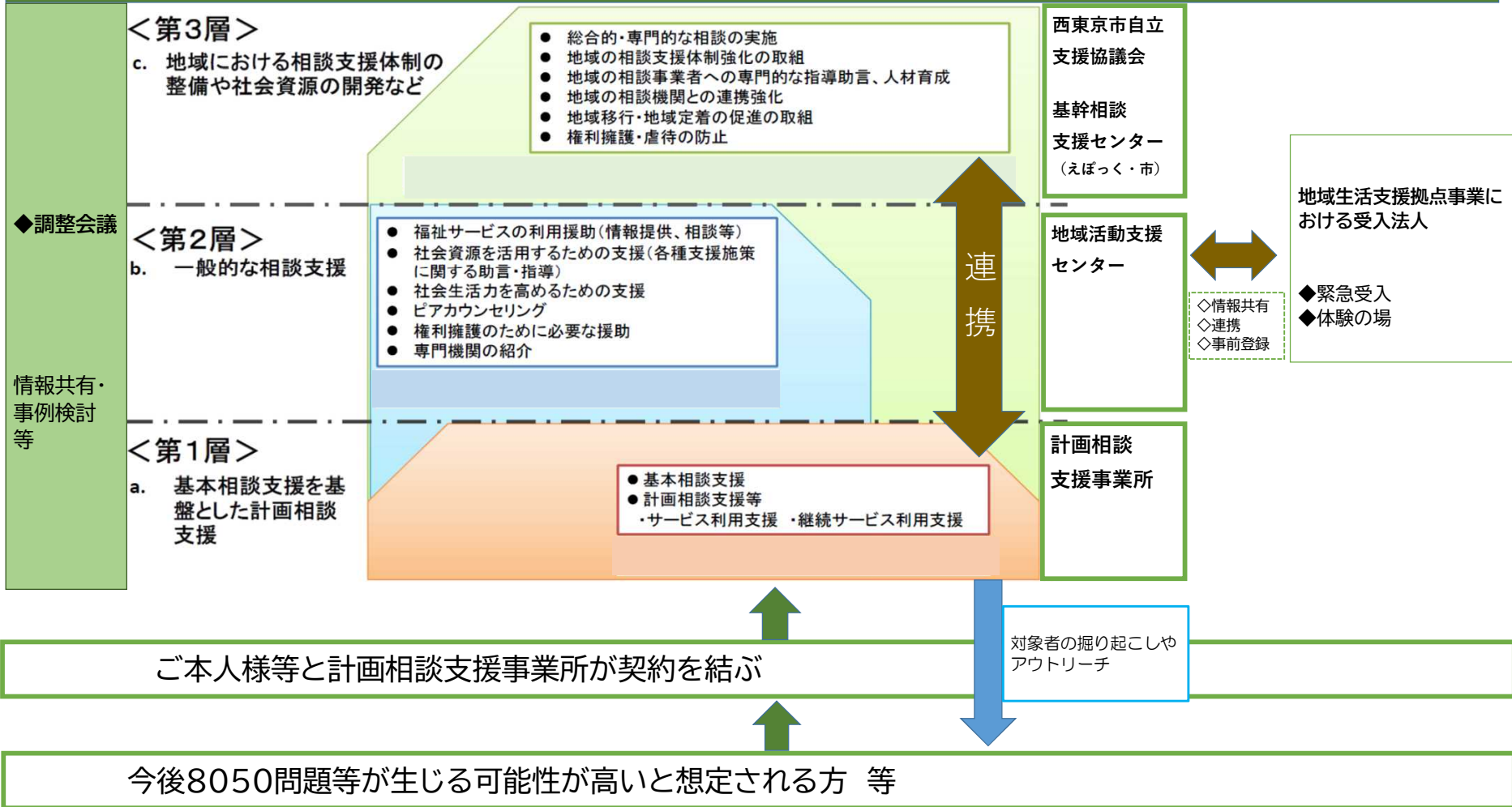
(3) 人材育成スケジュールイメージ (案)

年度	令和3年度までに実施	令和4年度実施	令和5年度	令和6年度	令和7年度以後
実施内容		1-4	2-3 2-5	2-6 (職層研修)	3-1 3-2 3-3
<p>2-4 (階層研修)・2-1・2-2 (職層研修) 東京都や他自治体等の研修の積極的な参加</p>					
	1-1 (WG・相談部会) 1-2 (基幹連携会議) 1-3 (事業所交流会) 1-5				
詳細	毎年継続実施	年度内計 1~2 回程度	2-3 年3回 ※3年継続 2-5 年1回	2-6については 居宅系事業所 向け研修	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター ●地域活動支援センター ●計画相談支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター ●地域活動支援センター ●計画相談支援事業所 ●市内サービス支援事業所 			

※ 研修を実施する際はアンケート等を実施し効果検証を行う

⑤ 地域の体制づくりの機能

西東京市地域生活支援拠点事業における重層的な相談支援体制イメージ図 <地域の体制づくり>



6 今後の課題・方向性

今後の課題としては、困難事例への対応、専門的人材の育成、情報共有、相談支援の効果検証等があげられる。

まず困難事例等については、強いこだわりや行動障害があるため、事業所では対応できず、親も疲弊したり病気がちで障害者のケアができない場合、基幹相談支援センターが中心となって計画作成を行う。また、サービスのみの対応では限界があれば、医療機関につなぐ役割等も担っていく。さらに、8050問題に象徴されるように、自宅に何年も引きこもっている人に働きかけて、必要に応じて障害福祉サービス等につなげるため、各相談支援機関相互の連携を密にして、潜在的ニーズの早期把握を行っていく。

二点目の専門的人材の育成については、国が実施している研修を補う形で、強度行動障害をはじめとする必要な研修を実施していく。そのうえで勉強会等の機会を設け、単なる知識の共有のみならず、相談支援者同士で交流でき、横のつながりを持つことのできる場を作っていくことで、重層的な支援が実質的に可能となる。勉強会は、すでに様々な事業所が行っており、それぞれの得意分野があるため、それらの勉強会をオープンにしていき、地域生活支援拠点事業に関わるすべての支援者が自由に学べる機会を増やしていく。

三点目の情報共有については、重層的な支援の中で、多くの相談支援機関が関わるため、個人情報を含めた情報の管理が必須である。情報の目的内使用により適切な支援が行えるよう、情報に関する協定を結び、倫理規定を定め、十分情報共有ができるよう、整理していく。

最後に相談支援の効果検証については、利用者へのアンケートを日常的に実施し、利用者の意向を知り、現在行っている相談内容の評価を行うことで、利用者の満足度を上げることにつながる。そのためには、単にアンケートを実施するのではなく、その結果をフィードバックし、効果がないものは止めるか改善することによって、より良いサービスを提供できるよう、フレキシブルな体制づくりを目指していく。

また、上記に限らず、課題や協議が必要な事項がある場合には、地域自立支援協議会等において協議を行うものとする。

7 これまでの協議の経過等

	時期	事項	備考
平成 28 年度	平成 29 年 2 月 16 日	○第 5 期西東京市地域自立支援協議会第 3 回会議	・整備方針を決定
平成 30 年度	平成 30 年 5 月 28 日	○第 6 期西東京市地域自立支援協議会第 2 回会議	・整備に向けた検討

令和2年度	令和2年10月7日	○第1回地域生活支援拠点等整備作業部会	・整備内容の検討
	令和2年10月20日	○第2回地域生活支援拠点等整備作業部会	・整備内容の検討
	令和2年11月10日	○第3回地域生活支援拠点等整備作業部会	・整備内容の検討
	令和2年12月21日	○国分寺市施設視察	
	令和3年2月22日	○令和2年度西東京市地域自立支援協議会第2回会議	○検討状況の報告
令和3年度	令和3年4月15日	基幹連携会議	
	令和3年5月1日	○障害者総合複合施設 Life Design むつき設立	
	令和3年5月13日	基幹連携会議	・役割や事業について
	令和3年6月10日	基幹連携会議	・役割や事業について
	令和3年6月10日	○地域生活支援拠点整備ワーキンググループキックオフミーティング	・ワーキンググループの進め方等について
	令和3年6月25日	○第1回地域生活支援拠点等整備作業部会	・整備内容の検討
	令和3年7月1日	○緊急受入・体験の場受入開始	
	令和3年7月8日	基幹連携会議	・役割や事業について

	令和3年7月8日	○第1回地域生活支援拠点整備ワーキンググループ	・拠点事業について
	令和3年7月29日	○第2回地域生活支援拠点等整備作業部会	・整備内容の検討（書面開催）
	令和3年9月29日	○第3回地域生活支援拠点等整備作業部会	・整備内容の検討（書面開催）
	令和3年10月6日	○第2回地域生活支援拠点整備ワーキンググループ	・拠点事業について
	令和3年10月14日	基幹連携会議	・役割や事業について
	令和3年10月28日	○第4回地域生活支援拠点等整備作業部会	・整備内容の検討
	令和3年11月11日	基幹連携会議	・役割や事業について
	令和3年11月11日	○第3回地域生活支援拠点整備ワーキンググループ	・拠点事業について
	令和3年11月30日	○第5回地域生活支援拠点等整備作業部会	・整備内容の検討

西東京市地域生活支援拠点等体制イメージ図

